

## 安全データシート

【製品名】発煙硫酸

### 1. 化学品及び会社情報

#### 化学品

化学品の名称： 発煙硫酸

#### 会社情報

会社名 :

担当部門 :

住所 :

電話番号 :

FAX 番号 :

電子メールアドレス :

緊急時連絡先 :

電話番号 :

### 2. 危険有害性の要約

#### 最重要危険有害性及び影響

**危険性**：爆発性、引火性いずれもないが、密閉容器内で硫酸ミストによって鉄が侵され、水素が発生した場合は引火、爆発の危険があり、また、有機物と接触すると発火のおそれがある。

**有害性**：皮膚に接触すると重度の薬傷を起こし、目に入れば失明することもある。飲み込んだ場合は死亡することがある。多量の遊離 SO<sub>3</sub> ガス又は硫酸ミストを吸収すると上気道から肺組織の損傷を受けることがある。発煙硫酸の遊離 SO<sub>3</sub> ガス又は硫酸ミストを繰り返し吸入すると慢性の上気道炎又は気管支炎を起こす。また、歯の表面の黒変や歯牙酸食症を起すこともある。

#### 特有の危険有害性

- ・劇物（毒物及び劇物取締法）
- ・腐食性物質（危険物船舶運送及び貯蔵規則、港則法施行規則）
- ・その他の有害性（特定化学物質障害予防規則 第3類物質）

#### GHS分類

物理化学的危険性	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス類	分類対象外
	高圧ガス	分類対象外
	引火性液体	区分外
	可燃性固体	区分外
	自己反応性化学品	分類対象外
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	区分外
	自己発熱性化学品	区分外
	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	区分外

健康に対する有害性	酸化性固体	区分外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性物質	分類できない
	急性毒性（経口）	分類できない
	急性毒性（経皮）	分類できない
	急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外
	急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない
	急性毒性（吸入：粉じん）	分類対象外
	急性毒性（吸入：ミスト）	区分 3
	皮膚腐食性・刺激性	区分 1A-1C
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 1
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分 1A
	生殖毒性	分類できない
	環境に対する有害性	標的臓器・全身毒性（単回ばく露） （吸入：呼吸器系 経口：消化器）
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）		区分 2（歯 肺）
吸引性呼吸器有害性		分類できない
水生環境急性有害性		分類できない
水生環境慢性有害性		分類できない

ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・飲み込むと有害のおそれ
- ・吸入すると生命に危険
- ・重篤な皮膚の薬傷
- ・重篤な眼の損傷
- ・臓器（呼吸器系）の障害
- ・長期又は反復暴露による臓器（呼吸器系）の障害
- ・発がんのおそれ

注意書き

- 【予防策】・換気の良い場所で取扱う。換気の悪い場所では、ガスや蒸気を吸入しないように呼吸器系保護具を着用する。直接体に触れないように必ず適切な保護具を着用し、かつ作業場付近に十分な水を用意しておく。
- ・硫酸容器の栓を外すときには、硫酸の噴出のおそれがないように徐々にゆるめ、顔や手を近づけないようにする。又、容器は破損しないように注意して取扱う。

- ・硫酸を希釈するときは、必ず水を攪拌しながら硫酸を少量ずつ加える。
- ・硫酸の入っている鋼製容器の中では水素が発生するおそれがあるから、その近くでの火の使用は禁止する。

**【対 応】**・目に入った場合は、ただちに多量の水を用いて 15 分間以上洗い続ける。その後、医師の診察を受ける。

- ・皮膚に付着した場合は、ただちに多量の流水で洗い続け、医師の診察を受ける。
- ・硫酸ミスト又は蒸気を吸入した場合は、ただちに空気の新鮮な場所に移し、休息させ、医師の診察を受ける。
- ・飲み込んだ場合は、多量の水を飲ませ医師の診察を受ける。その際、硫酸を吐かせようとしてはならない。

**【保 管】**・小型容器では直射日光を避けてなるべく冷暗所に貯蔵し、発煙硫酸は長期間保存しない方がよい。

- ・発煙硫酸が漏出しても地下に浸透しないように床は耐酸材料で施工する。
- ・他の薬品、有機物などから遠ざけて貯蔵する。

**【廃 棄】**・消石灰などで中和してから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って廃棄する。

### 3. 組成及び成分情報

化学名	： 発煙硫酸		
成分及び含有量	： 硫酸分として 100%を超えるもの		
化学式	： $H_2SO_4 \cdot xSO_3$		
官報公示整理番号	： 1-430 及び 1-537 (化審法)		
安衛法通知対象物質	613	CAS No.	： 8014-95-7
国連番号	： 1831	国連分類	： 8 (腐食性物質)
GHS 関係各省による分類結果	物質番号	： 1323	

### 4. 応急措置

**目に入った場合**：ただちに多量の水を用いて 15 分間以上洗い続ける。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その際、眼瞼を指でよく開いて、眼球、眼瞼のすみずみまで水がよく行き渡るように洗い、医師の診察を受ける。

**皮膚に付着した場合**：ただちに多量の流水で洗い続け、医師の診察を受ける。この場合、アルカリ液などを用いて硫酸を中和してはならない。部分的に硫酸の付着した衣服はただちに全部脱ぎ取り、多量に付着したときは多量の水で洗い流した後、衣服を脱ぎ取る方がよい。重度の薬傷あるいは広範囲にわたる薬傷の場合には、速脈、発汗、虚脱のようなショック症状を起すおそれ大きい。

**吸入した場合**：遊離  $SO_3$  ガス又はミストを吸入したときは、ただちに患者を毛布等にくるみ、新鮮な空気が得られる場所に移し、医師の診察を受ける。

**飲み込んだ場合**：意識の明瞭なときは、元気づけて口を多量の水で洗わせ、できれば卵白を混ぜた牛乳を飲ませ、医師の診察を受ける。ただちにこのような処置がとれない場合には多量の水を飲ませる。その際、硫酸を吐かせようとしてはならない。意識を失っているときは、何も与えないで医師に任せる。

**予想される急性症状及び遅発性症状**：吸入：灼熱感、咳、息苦しさ、息切れ、咽頭痛。

皮膚：発赤、重度の皮膚熱傷、痛み、水疱。眼：発赤、痛み、かすみ眼、重度の熱傷。経口摂取：腹痛、灼熱感、吐き気、嘔吐、ショックまたは虚脱。

医師に対する特別注意事項：肺水腫の症状は 2～3 時間経過するまで現れない場合が多く、  
安静を保たないと悪化する。安静と経過観察が不可欠である。

## 5. 火災時の措置

**消火剤**：霧状の水、泡、消火液、不燃性ガス、粉末消火剤が有効である。

**消火方法**：発煙硫酸自体は不燃性であり、助燃性もないが、硫酸を取扱う作業所などでの火災は、霧状の水などを用いる消火器を使用するのがよい。棒状の水を噴射するものは、硫酸飛沫を飛ばすおそれがあるから注意して使用する。容器周辺の火災の場合は、速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火の際は保護手袋、保護衣を着用し、目、鼻、口を覆う顔面保護具(ホースマスクなど)を着用する。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・風下の人を避難させる。漏洩した場所の周囲にロープを張るか、又は付近に警告を発するなどして人の立入を禁止する。
- ・漏洩した個所の修理その他の作業に当たる者は保護眼鏡、保護手袋、保護長靴、保護衣、安全帽など適切な保護具を着用する。

### 封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・ポンプを停止するなどによって漏洩を止める。
- ・漏洩事故を起こした場合は、必要な処置を行った後、ただちに出荷者又は販売者へ連絡し、必要に応じて消防機関、保健所、警察署へ通報する。
- ・少量の場合は土砂等に吸着させて取り除くか、又はある程度水で希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し多量の水を用いて洗い流す。
- ・多量の場合は土砂等でその流れを止めるか、または安全な場所に導いて、できるだけ回収に努め、発煙硫酸を吸着した土砂は安全な場所に処分し、発煙硫酸の回収後は遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し多量の水を用いて洗い流す。

### 環境に対する注意事項

- ・水で洗い流すときは、河川・海域等へ流入して環境を汚染するおそれがあるから注意する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い**：
- ・取扱いは換気の良い場所で行うことが望ましいが、換気の悪い場所では遊離 SO<sub>3</sub> ガスや硫酸ミストを吸入しないように呼吸器系保護具を着用する。
  - ・有機物、硫酸塩、炭化物、塩素酸塩、金属粉など反応性の大きい物質と離れた場所で取扱う。
  - ・発煙硫酸が直接体に触れないように作業員は必ず適切な保護具を着用し、かつ作業場付近に十分な水を用意しておく。
  - ・硫酸容器は破損しないように注意して取扱う。
  - ・ポリエチレン容器等の栓をとるときは、酸の噴出のおそれがあるから顔や手を容器の口の上に近づけない。
  - ・ドラムの栓を外すときは、ドラムの片側に立って顔を遠ざけて徐々に 1 回転未満ゆるめ、内部の圧を抜き、さらに徐々にゆるめて取り外す。
  - ・容器から発煙硫酸を取り出すときは、容器を固定した後、専用の傾斜装置、安全サイホンなどを用いて注意深く作業する。容器の破損や発煙硫酸の噴出などのおそれがあるから、空気圧を用いて取り出してはならない。

- ・発煙硫酸を希釈するときは、必ず水を攪拌しながら発煙硫酸を少量ずつ加える。逆にすると急激な発熱によって酸の飛沫が飛ぶことがある。
- ・発煙硫酸の入っているドラム、タンクローリー、タンク車、貯蔵タンク(いずれも鋼製の場合) の中では水素が発生するおそれがあるから、内容物の有無に拘らずドラム、タンクの近くでの喫煙や火の使用は禁止する。また、これらをハンマーでたたくなど火花を発生するようなことをしてはならない。
- ・空の容器は出荷者へ返送する前に発煙硫酸を完全に排出しておく。

- 保 管：**
- ・他の薬品、有機物などから遠ざけて貯蔵する。
  - ・発煙硫酸が漏出しても地下に浸透しないように床は耐酸材料で施工する。
  - ・小型容器は、直射日光を避けてなるべく冷暗所に貯蔵する。
  - ・発煙硫酸は長期間保存しない方が良い。
  - ・漏出した発煙硫酸が貯蔵所外に流出しないように適切な流出防止施設を設ける。

## 8. 暴露防止及び保護措置

**管理濃度** 未設定

**許容濃度：**

- ・ACGIH (2014 年) 未設定
- ・日本産業衛生学会勧告値 (2013 年度) ; 未設定

**設備対策：**

- ・取扱い場所の近くに手洗い、洗顔設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

**保 護 具：**発煙硫酸を取扱うときは、作業に応じて下記の中から適切な保護具を着用する。

- ・呼吸器の保護具 酸素呼吸具、防毒マスク (亜硫酸ガス用) 等
- ・手の保護具 耐酸性 (ゴム等) の手袋
- ・眼の保護具 保護眼鏡、顔面シールド等
- ・皮膚及び身体の保護具 安全帽、保護長靴、保護衣、前掛け等

## 9. 物理的及び化学的性質

**外 観：**常温では一般的に無色透明の液体であるが、遊離 SO<sub>3</sub> 濃度がおよそ 30% から 58% の間では結晶化し、固化することがある。

**臭 い：**遊離 SO<sub>3</sub> ガスは、強い刺激臭がある。

**沸 点：**141 °C (遊離 SO<sub>3</sub>22%)、133 °C (遊離 SO<sub>3</sub>25%)、125 °C (遊離 SO<sub>3</sub>28%)

**融 点：**-6.8 °C (遊離 SO<sub>3</sub>22%)、-0.6 °C (遊離 SO<sub>3</sub>25%)、+8.9 °C (遊離 SO<sub>3</sub>28%)

**凝固点：**-4.6 °C (遊離 SO<sub>3</sub>22%)、+4.4 °C (遊離 SO<sub>3</sub>25%)、+12.4 °C (遊離 SO<sub>3</sub>28%)

**蒸気圧 ((SO<sub>3</sub> 全圧) (25°C)：** 0.67 mmHg (89 Pa) (遊離 SO<sub>3</sub>22%)、  
1.43 mmHg (189 Pa) (遊離 SO<sub>3</sub>25%)、  
2.99 mmHg (398 Pa) (遊離 SO<sub>3</sub>28%)

**比 重 (35°C/4°C)：**1.8930 (遊離 SO<sub>3</sub>22%)、1.9031 (遊離 SO<sub>3</sub>25%)、1.9131 (遊離 SO<sub>3</sub>28%)

## 10. 安定性及び反応性

**安 定 性：**発煙硫酸は水と溶解して多量の熱を発生するが、発煙硫酸自体は燃焼しない。

**危険有害反応可能性：**加熱すると多量の三酸化硫黄を発生する。水と混合すると発熱する。空気と長く接触していると空気中の水分と遊離 SO<sub>3</sub> が反応して硫酸ミストを生成する。

**避けるべき条件：**加熱

**混触危険物質：**可燃性物質、還元性物質、有機化合物、水や湿気

**危険有害な分解生成物：**イオウ酸化物、硫酸

## 11. 有害性情報

**急性毒性**：・遊離 SO<sub>3</sub> ガスを多量に吸収すると上気道から肺組織にかけて損傷を受けることがある。飲み込んだ場合は重症の障害を起し、死亡することがある。

・吸入（ガス）： GHS の定義における液体または固体である。

・吸入（蒸気）： データなし

・吸入（ミスト）：ラット吸入 LC<sub>50</sub>=347ppm/1H

(=86.7ppm/4H=0.63mg/l/4H、分子量を 178.14 としてミストと推察)

(RTECS(1995))より、区分 3 とした。

・経口（硫酸）－ラット LD<sub>50</sub>：2140 mg/kg （硫酸濃度 21.6%）

・吸入（硫酸ミスト）－人 TCL<sub>0</sub>：800 μg/m<sup>3</sup>

・吸入（硫酸ミスト）－モルモット（成熟）

LC<sub>50</sub>：50 mg/m<sup>3</sup>・8 時間（ミスト粒径 1 μm）

・吸入（硫酸ミスト）－ラット LCL<sub>0</sub>：178ppm・7 時間

・吸入（硫酸）－ラット LC<sub>50</sub>：>1.01 mg 硫酸/L air（硫酸濃度 10%）

・経皮（硫酸）－ラット LC<sub>50</sub>：200 mg/Kg（硫酸濃度 10%）

(LD<sub>50</sub>は 50%致死量、TCL<sub>0</sub>は最小中毒濃度、LC<sub>50</sub>は

50%致死濃度、LCL<sub>0</sub>は最小致死濃度を表わす)

**皮膚腐食性・刺激性**：皮膚に接触すると重度の薬傷を起す。人の皮膚に対して腐食性がある (ICSC(J) (2002)) こと、ならびに本物質を顔に吹き付けられた労働者が皮膚熱傷を生じる (HSDB(2003)) ことから、区分 1A-1C とした。

**眼に対する重篤な損傷・刺激性**：遊離 SO<sub>3</sub> ガスは刺激性がある。発煙硫酸が目に入ると失明することがある。ヒトの眼にたいして腐食性がある (ICSC(2002)) こと、皮膚腐食性/刺激性で区分 1 に分類されていることから、区分 1 とした。

**発がん性**：本物質のような発煙硫酸を含む無機強酸ミストとして、IARC の分類が 1 (IARC 54 (1992))、NTP の分類が K(NTP Roc(11th,2005))、ACGIH の分類が A2(ACGIH(7th,2004)) であることから、区分 1A とした。

**標的臓器・全身毒性（単回ばく露）**：Priority 2 の文書中、本物質の吸入により肺に肺水腫等の重篤な影響が出る (ICSC(J) (2002)、HSDB(2003))、気道に対して腐食性を示す (ICSC(J) (2002))、また経口摂取により食道粘膜の腐食、胃出血等を生じる (ICSC(J) (2002)、HSDB(2003)) ことから、区分 2(吸入:呼吸器系、経口:消化器) とした。

**特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）**：Priority 2 の文書中、本物質の反復または長期のエロゾルへのばく露によりヒトの肺ならびに歯が冒されること (ICSC(J) (2002)) から、区分 2 (肺、歯) とした。

**慢性毒性**：遊離 SO<sub>3</sub> ガスまたはミストを繰り返し吸入した場合は、上気道炎又は気管支炎を起すことがあり、長期間にわたって吸入すると更に重度の呼吸器疾患を起すおそれがある。また、歯牙酸食症を起すこともある。

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 データがなく分類できない。

水生環境慢性有害性 データがなく分類できない。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を参照しながら、そのまま廃棄せず、消石灰

などで中和してから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って廃棄する。ただし、多量の発煙硫酸を処理する場合は、水で徐々に希釈するか 70～80%硫酸で希釈した後中和剤で処理する。

**汚染容器及び包装**：容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行い、空容器を廃棄する場合は内容物を完全に除去すること。

#### 14. 輸送上の注意

- ・「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を参照すること。

国連番号	1831 (発煙硫酸 [二硫酸等])
国連分類	等級 8 (腐食性物質・容器等級 I)
海洋汚染物質	Y 類物質
港則法	腐食性物質
船舶安全法	腐食性物質
航空法	腐食性物質

#### 輸送時の安全対策及び条件

- ・他の物質との混載はなるべく避ける。
- ・発煙硫酸の容器への充填、容器の移動、積込み、荷下しなどの作業を行うときは、適切な保護具を着用する。
- ・衝撃、転倒、墜落などによって容器から発煙硫酸が洩れたり、飛散したりしないよう慎重に取扱う。
- ・車両で多量の発煙硫酸を運搬するときは、できるだけ交通量の少ない道路を選び、発煙硫酸の漏出などのため災害が発生したときには、応急処置を講じ、必要に応じて消防機関、保健所、警察署などに連絡する（「6. 漏出時の処置」の項を参照すること）。
- ・発煙硫酸を車両で運搬する場合、積替え、休憩、車両故障などのため一時停止するときは、できるだけ安全な場所を選ぶ。
- ・運搬時にイエローカードの保持が必要。

#### 15. 適用法令

##### (1) 毒物及び劇物取締法 第 2 条 劇物 別表第 2 (65 発煙硫酸)

###### ○毒物及び劇物取締法施行令 第 40 条の 5 の 2 (運搬方法)

- 1 厚生労働省で定める距離を越えて運搬する場合には、車両 1 台について運転者のほか交代して運転するものを同乗させること。

###### 別表第 2 (21 発煙硫酸)

###### ○毒物及び劇物指定令 第 2 条 (劇物)

104 硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸 10%以下を含有するものを除く

###### ○毒物及び劇物取締法施行規則

###### 第 4 条の 2 (農業用品目販売業者の取扱う毒物及び劇物)

別表第 1 劇物 (62 硫酸及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸 10%以下を含有するものを除く)

###### 第 4 条の 3 (特定品目販売業者の取扱う劇物)

別表第 2 (20 硫酸及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸 10%以下を含有するものを除く)

##### (2) 労働安全衛生法 第 57 条の 2 (文書の交付等)

###### ○労働安全衛生法施行令 第 6 条(作業主任者を選任すべき作業 18) 別表第 3 第 3 類物質

第 18 条の 2 (名称等を通知すべき危険物及び有害物) 別表第 9 (613 硫酸)

- 労働安全衛生規則 第 34 条の 2 (名称等を通知すべき危険物及び有害物) 別表第 2 の 2  
硫酸 (1 重量%未満を除く)
- 特定化学物質障害予防規則 第 2 条 (定義等) 特定化学物質 第 3 類物質  
別表第 2 (9 硫酸 ただし、含有量が 1 重量%以下のものを除く。)  
第 27 条 (特定化学物質等作業主任者の選任)
- (3) 労働基準法 第 75 条第 2 項 (療養補償)
  - 労働基準法施行規則 第 35 条 (業務上の疾病の範囲)  
別表第 1 の 2 第 4 号 1 (化学物質等による疾病)
  - 厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示 硫酸 (皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕)
- (4) 消防法 第 9 条の 3 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵、取扱いの届出) [消防活動阻害物質]
  - 危険物の規制に関する政令  
第 1 条の 10 (届出を要する物質の指定) (2 無水硫酸 200kg 以上)  
別表第 2 (10 発煙硫酸 200kg 以上)
  - 危険物の規制に関する政令別表第 1 及び同令別表第 2 の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令 第 2 条 (65 硫酸を含有する製剤 [硫酸 60%以下を含有するものを除く])
- (5) 麻薬及び向精神薬取締法
  - 麻薬及び向精神薬取締法施行規則  
第 45 条の 5 (輸入及び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量)  
硫酸及びこれ含有する物 (硫酸 20kg を含有する量)  
第 45 条の 8 (適用除外) 硫酸 10%以下
  - 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令  
第 4 条 (麻薬向精神薬原料) (10 硫酸)
- (6) 外国為替及び外国貿易管理法 指定貨物
  - 輸出貿易管理令 第 2 条 (輸出の承認) 別表第 2  
第 4 条 (特例) 別表第 7 [濃度 10%超、総価額 30 万円超]
  - 輸入貿易管理令 第 4 条 (輸入の承認) 輸入公表 (濃度 10%超、20kg 超)
- (7) 大気汚染防止法
  - 大気汚染防止法施行令 第 10 条 (特定物質)
- (8) 水質汚染防止法
  - 水質汚濁防止法施行令 第 3 条の 3 (指定物質) 15 硫酸
- (9) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
  - 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令  
第 1 条の 2 (海洋環境の保全の見地から有害である物質) 別表第 1 Y 類物質
- (10) 船舶安全法
  - 危険物船舶運送及び貯蔵規則 第 3 条 (分類等) 腐食性物質、  
第 108 条 (腐食性物質の運送に使用する容器及び包装)
  - 船舶による危険物の運送基準等を定める告示  
第 2 条 (危険物等) 別表第 1 腐食性物質 UN No. 1831 発煙硫酸 [二硫酸等]  
第 2 条 (危険物等) 及び第 3 条 (項目等) 別表第 8 の 3 (液体化学品) UN No.1831
- (11) 港則法 第 21 条第 2 項 (危険物)



- 港則法施行規則 第 12 条 (危険物の種類) 腐食性物質 UN No.1831
- (12) 航空法 第 86 条 (爆発物等の輸送禁止)
- 航空法施行規則 第 194 条 (輸送禁止の物件) 腐食性物質
- (13) 道路法
- 道路法施行令 第 19 条の 13 (車両の通行の制限) 通行制限物質
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 第 15 条 廃酸・廃アルカリの中和等の産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、管轄する都道府県知事の許可を受ける。
- (15) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)
- 第 8 条 (製造数量等の届出)
- 化審法施行令 第 5 条 法第 8 条第 1 項第 2 号 (同条第 2 項において準用する場合を含む) の政令で定める数量は 1 トンとする。

---

## 16. その他の情報

- 参考文献：(1) Chemical Safety Data Sheet SD-20 (Sulfuric Acid), MCA
- (2) 化学防災指針 2, 日本化学会、1979, 丸善
- (3) 化学物質毒性データ総覧, 1976, 日本メディカルセンター
- (4) 産業中毒便覧増補版, 後藤 稠 ほか、1981, 医歯薬出版
- (5) IARC MONOGRAPHS VOLUME 54
- (6) 硫酸ハンドブック改訂版, 1977, 硫酸協会
- (7) 硫酸工学, 堀省一朗 ほか、1959, 紀元社出版
- (8) 独立行政法人製品評価技術基盤機構、GHS 分類結果 (2006.6.20)

---

### 「記載内容の取扱い」

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新たな知見によって改訂されることがあります。記載データや評価に関しては、情報の提供であって、どのような保証をするものでもありません。なお、注意事項は、通常取扱いを対象としたものですから、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施のうえ、お取扱い下さい。